

【表紙】

【発行登録番号】	27 - 関東133
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年 8 月 4 日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03 (3582) 3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 土田 英樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03 (3582) 3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 土田 英樹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2015年 8 月12日）から 2 年を経過する日（2017年 8 月11日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

社債償還資金、借入金返済資金、設備投資資金、投融資資金及び運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期（自 2014年4月1日 至 2014年12月31日）2015年3月20日関東財務局長に提出
事業年度 第31期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）2016年3月31日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第32期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）2017年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期第1四半期（自 2015年1月1日 至 2015年3月31日）2015年5月1日関東財務局長に提出
事業年度 第31期第2四半期（自 2015年4月1日 至 2015年6月30日）2015年8月4日関東財務局長に提出
事業年度 第31期第3四半期（自 2015年7月1日 至 2015年9月30日）2015年11月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第32期第1四半期（自 2016年1月1日 至 2016年3月31日）2016年5月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第32期第2四半期（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）2016年8月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第32期第3四半期（自 2016年7月1日 至 2016年9月30日）2016年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第33期第1四半期（自 2017年1月1日 至 2017年3月31日）2017年5月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第33期第2四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）2017年8月14日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2015年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年3月23日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2015年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年7月17日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2015年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2015年7月31日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2015年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2015年7月31日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2015年6月26日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記4 臨時報告書の訂正報告書）を2015年8月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2015年8月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は本発行登録書提出日（2015年8月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本たばこ産業株式会社 本社
（東京都港区虎ノ門二丁目2番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。